

政策
I

急激な市民生活の変化に対する支援

新型コロナウイルス感染症傷病手当金の創設

（予算額：1,400千円）

国の制度改正により、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし療養のため働くことが出来なくなった給与受給者に、標準報酬日額の2/3に相当する「傷病手当金」が支給されます。あわせて、この制度では対象にならない個人事業者には、市独自の支援制度を新たに創設し対応します。

● 制度の概要

1. 対象者

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者で

- ① 給与受給者 新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがあり、療養のためお勤めができない場合（国が支援）
- ② 個人事業者 新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を営むことができない場合（市が独自に支援）

2. 支給期間

- ① 給与受給者 お勤めができなくなった日から起算して3日を経過した日からお勤めができない期間（最長1年6月）
- ② 個人事業者 事業を営むことができなくなった期間（最長1年6月）

3. 支給額

- ① 給与受給者 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除し、その金額の3分の2を療養日数に応じて支給（上限あり）
- ② 個人事業者 令和元年中の事業所得を365で除し、その金額の3分の2を療養日数に応じて支給（上限あり）

4. 適用時期

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日～9月30日までの間に属する場合

5. その他

後期高齢者医療の被保険者（被用者に限る）については、岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給されます。

● 手続き方法

所定の様式に下記の書類を添えて市へ申請してください。（代理申請可）

- ① 直近の給与収入や昨年中の所得がわかるもの
- ② 事業主や医療機関からの療養を必要とした旨の証明

【問合先】 飛騨市役所 市民保健課 0577-73-7464